

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	壽建設	代表者氏名	尾崎 寛一
主たる営業所の所在地	高知県土佐市太郎丸672-6		
許可番号	高知県知事許可 (般)第1581号	許可を受けている 建設業の種類	土 と 鋼 ほ し 水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成26年6月12日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。			
（1）今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
（2）社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。			
（3）建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。			
2 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
壽建設は、平成24年度室戸市立市民図書館耐震補強大規模改修工事の工事現場において、壽建設の労働者が浄化槽設置作業に従事中に負傷をし、4日以上 of 休業をしたのに、平成25年8月9日に至るまで、労働者死傷病報告書を所轄の安芸労働基準監督署長に提出せず、もって遅滞なく法令の定める報告をしなかったもの。			
この事実に対し、平成26年3月31日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金10万円の略式命令を受け、平成26年4月16日に刑が確定している。			
その他参考となる事項	-		